

固定資産税の減額措置  
～住宅バリアフリー改修工事～

新築された日から10年以上を経過した住宅で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合(貸家住宅を除く)、改修工事が完了した翌年度(1年間)について、固定資産税を3分の1減額します。

**注**減額対象の床面積は100㎡まで。税制改正により内容に変更が生じることがあります。詳しくは問い合わせください。

対象要件

▽これまでバリアフリー改修における固定資産税減額措置を受けていない▽バリアフリー改修費用の自己負担額が50万円以上

▽次のいずれかの改修工事を行っている

- ①廊下の拡幅
- ②階段のこう配を緩和
- ③浴室改良
- ④便所改良
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥屋内の段差解消
- ⑦出入口の戸の改良(引き戸への取り替えなど)
- ⑧床の材質の改良

▽次のいずれかの人が居住している

- ①65歳以上の人
- ②要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③障がい者手帳を交付されている人

手続き

バリアフリー改修工事完了日からおおむね3カ月以内に、住宅所有者が固定資産税減額申請書に必要書類を添付し、課税課資産税担当へ提出

**持**▽納税義務者の住民票の写し(市内在住者は不要)

▽領収書の写しなど  
▽工事明細書、設計書の写しなど  
▽次のいずれかのうち、該当するもの

- ①65歳以上の方が住んでいることが確認できるもの(住民票などの写し)
- ②要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証などの写し)
- ③障がい者手帳などの写し

**問**課税課資産税担当

**TEL**06-6992-1474

固定資産課税台帳の閲覧  
縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者は4月1日(月)から固定資産課税台帳のうち自己の資産が記載された部分について閲覧することができます。また、借地人・借家人なども自己の使用または収益の対象となる部分について閲覧することができます。

**備**手数料は5月31日(金)までは無料  
**縦覧帳簿の縦覧**

納税義務者は4月1日(月)～5月31日(金)(土・日、祝日除く)の期間中、市内に所有する自己の土地や家屋の価格と他の土地や家屋の価格を比較できるようにするため縦覧帳簿を見ることができます。

**時**9:00～17:30

**場**市役所2階 課税課資産税担当窓口

**持**本人確認書類(運転免許証、健康保険証など顔写真付きのものは1点、顔写真なしのものは2点必要)、前年度の納税通知書

	納税者(共有者等)	納税者と同居の親族	納税管理人	借地人 借家人	持参の 納税者からの委任状などを
閲覧	○	○	○	○	○
縦覧	○	○	○	×	○

**注**閲覧または縦覧の申請者は、本人確認ができるものがが必要です。同居の親族が申請するときは、納税者との関係が確認できるものがが必要です。

納税者が法人の場合は、法人の代表者または受任者であることを証するもの(委任状など)が必要です。借地人や借家人は、賃貸借契約書など地上権そのほかの権利の成立および有効性を証する書類が必要です。

**問**課税課資産税担当

**TEL**06-6992-1474

お知らせ

軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)はその年の4月1日現在で原動機付自転車(特定小型原動機付自転車含む)、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車、三輪以上の軽自動車を所有または使用している人に対して課税されます。

詳しくは、5月初旬に発送する納税通知書を確認してください。

**問**課税課税政担当

**TEL**06-6992-1458

ご存じですか  
固定資産税・都市計画税  
～転居したとき～

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。市外に転出しても、市内に固定資産を所有している場合は引き続き課税対象となります。

ただし、海外への転勤などで家族全員が国外に転出している場合には、あらかじめ納税管理人(納税義務者本人に代わり、書類の受領や提出、税金の納付、還付金の受け取りなどの納税に関する一切の手続きを行う人)を選定し、課税課資産税担当まで申告してください。帰国により納税義務者本人が納税可能になった場合は、すみやかに納税管理人の取り消しを申告してください。

納税管理人の選定がないと、納税通知書は海外まで送達することが不可能なため、やむをえず公示送達(市役所の掲示場に一定期間公示することで、書類が送達されたものとみなされる制度)を行うことがあります。納税管理人は必ず選定するようにしてください。

**問**課税課資産税担当

**TEL**06-6992-1474

4月 市民無料相談

**注**祝日・休日の受付・相談はありません。ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日も実施する場合があります。法律相談の同一内容の相談は原則1回です。



Information  
らしの情報

オンライン予約は  
こちら→



種別	相談名	内容	日・曜日	時間	予約方法	場所	問い合わせ先
法律	法律相談(弁護士)	相続・離婚・金銭・土地建物の賃借や介護サービス問題など(1人30分・先着14人)	毎週木曜日	13:00～16:30	オンライン(相談日の1週間前の0:00から) 電話(相談日の1週間前の9:00から)	市役所1階 市民相談室 101・102	人権市民相談課 <b>TEL</b> 06-6992-1512
	法律相談(司法書士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着8人)	第2・3・4火曜日 9日・16日・23日(火)	13:00～15:00			
	登記相談(司法書士)	相続・贈与などの登記(1人30分・先着6人)	第2水曜日 10日(水)	13:00～16:00			
	税務相談(税理士)	相続・所得・贈与税など(1人30分・先着6人)	第2金曜日 12日(金)	13:00～16:00			
	行政書士相談(行政書士)	成年後見・各種契約書の作成など(1人30分・先着6人)	第1火曜日 2日(火)	13:00～16:00			
	不動産一般相談(宅地建物取引士)	賃貸借契約・不動産活用など(1人30分・先着6人)	第1火曜日 2日(火)	13:00～16:00			
行政	行政相談(行政相談委員)	国などの行政に対する要望や苦情など	第4火曜日 23日(火)	10:00～12:00	前日まで		
人権相談	人権相談	人権相談員による相談	毎週月・水・金曜日	9:00～12:00	当日直接	市役所5階 相談室507	
		人権擁護委員による相談	毎週木曜日	13:00～16:00	当日電話		
		人権相談員による電話相談	第2・4金曜日 12日・26日(金)	17:00～20:00	当日電話		
	女性のための悩み相談	心理臨床カウンセラー・中井紀子氏による女性のための相談(1人50分)	第1・2・3・4火曜日 2日・9日・16日・23日(火)	13:00～16:00	オンライン、電話		
LGBTQ+人権相談	トランスジェンダー当事者・柴谷宗叔氏によるLGBTQ+人権相談	第2木曜日 11日(木)	17:00～20:00	オンライン、電話			
福祉	福祉の総合相談	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する総合相談	平日	9:00～17:30	当日直接	市役所7階守口市社会福祉協議会	守口市 社会福祉協議会 <b>TEL</b> 06-6992-2715
			平日	10:00～16:00 (各CCの開催日時を除く)		藤田事務所 (藤田町4-20-1)	
			第2火曜日 9日(火)	10:00～12:00		北部CC	
			第3火曜日 16日(火)			錦CC	
			第4火曜日 23日(火)			八雲東CC	
			第1木曜日 4日・5月2日(木)			庭窪CC	
			第2木曜日 11日(木)			南部エリアCC	
			第3木曜日 18日(木)			東部エリアCC	
生活	生活不安や仕事の相談	暮らしや仕事など、さまざまな困り事など	平日 第2・4日曜日 14日・28日(日)	9:00～17:30 9:00～13:00	電話	市役所6階 くらしサポートセンター守口	くらしサポートセンター守口 <b>TEL</b> 0800-200-8011
空き家	空き家不動産無料相談会	空き家、不動産に関する困り事など	第4月曜日 22日(月)	10:00～12:00	電話	市役所1階 市民相談室101	(公社)全日本不動産協会大阪支部 <b>TEL</b> 06-4250-9191
植物	みどりの相談窓口	植物を育てる上での困り事など	第3木曜日 18日(木)	13:00～16:00	電話	大枝公園	大枝公園 <b>TEL</b> 06-6991-8248
進路	進路選択などの相談	進路や奨学金のことなど	平日	9:00～17:30	電話	市役所6階 学校教育課	学校教育課 <b>TEL</b> 06-6995-3151
子育て	育児相談	子育ての不安や疑問など(妊娠中から相談可)	平日 第3土曜日	9:00～17:30	不要	市役所3階 あえる	あえる <b>TEL</b> 06-6995-7833